

## 生徒心得

豊かで楽しく充実した学校生活を送るために、集団生活を送る上での基本的なマナーを身に付けるとともに、校訓「賢く、つよく、美しく」の実現に向けて精一杯努力しましょう。

### 【校訓「賢く、つよく、美しく】

- 賢く**…人として行うべき正しい道（道理）をわきまえた思慮深い行動ができる。  
知識・技術を身に付け、夢の実現に向けて未来へ羽ばたく力を蓄える。
- つよく**…目標に向かって、前向きに努力できる「心」と「体」を鍛える。  
自他の良さを発見し多様性を受け入れ、集団生活の中でつよくしなやかに生活できる。
- 美しく**…大垣桜高生として品性漂う姿を目指し、立ち居振る舞いに気を配る。  
美しい言葉遣いを身に付け、マナーと礼節を守り、相手を思いやる言動を心掛ける。

### 【生活の心得】

誰もが自分の力を最大限に發揮して授業や学習活動に集中できるよう、安心・安全な学校生活、学習環境作りをしましょう。

- ア 予鈴の5分前までには着席して、心に余裕をもって授業を受けましょう。
  - イ 始業から終業までの間は、無断で校外に出ることのないようにしましょう。
  - ウ 各自の所持品には記名をし、持ち物の管理をしましょう。
  - エ 金銭・貴重品を持参した場合は、自己管理を徹底するか、担任や部顧問等の先生に保管を依頼しましょう。不要な金銭・貴重品は学校へ持参することは控えましょう。
  - オ 生徒相互間の金銭、物品の貸借はトラブルを招く恐れがあるので避けましょう。
  - カ 携帯電話は、始業から終業までの間、電源を切り、鞄の中に入れて保管しましょう。  
(保護者との連絡が必要な場合は昼休み)
  - キ 情報モラルを守りましょう。
    - ・他人を誹謗・中傷する内容と捉えられないよう注意しましょう。
    - ・写真や動画などの個人情報を掲載しないようにしましょう。
  - ク 悩みのある場合は、担任・教育相談係・部顧問・スクールカウンセラーなどに相談しましょう。
- \*その他の事項については、長期休業に入る前に印刷物で連絡しますので、内容を理解して行動してください。
- 校外の生活においても、大垣桜高校の生徒として品位を保ち、社会秩序を守って自分の行動に責任をもちましょう。

### 【交通安全】

交通ルールやマナーを守り、常に安全を心掛けましょう。

- ・自転車は左側通行
- ・自転車運転時は、ヘルメットを着用しましょう。
- ・自転車運転をする時は、次のような危険運転は止めましょう。
  - ①二人乗り運転
  - ②並列運転
  - ③傘さし運転
  - ④無灯火運転
  - ⑤携帯電話を使用しながらの運転
  - ⑥音楽を聞きながらの運転（イヤホン等の使用）
- 車での送迎時は、墨俣地域事務所の駐車場内で乗降してください。安全上、学校東側・北側・南側道路での駐停車は禁止としています。

## 【服装規定】

大垣桜高等学校の生徒にふさわしい品位を保つため、端正・清潔を心がけましょう。

Aタイプ、Bタイプのうち、どちらかを選び購入しましょう。

### ア 制 服

#### ●Aタイプ (スカート) \*指定業者による指定の制服

- ① Aブレザー、スカート[夏・冬]、長袖ブラウス、半袖ブラウス、リボン、セーター、ベスト、O Sハイソックス（紺）（Aスラックス[夏・冬] \*Aタイプ用スラックス）
- ② 夏季期間（5月～10月）は、気温等に応じて選択する。
- ③ 冬服期間（11月～4月）は、Aブレザー必着用とする。

\*年間を通して、紺色無地ショート丈靴下を可とする。ただし、式典等学校が指定する場においては、O Sハイソックス着用とする。

#### ●Bタイプ (スラックス) \*指定業者による指定の制服

- ① Bブレザー、Bスラックス[夏・冬]、長袖カッターシャツ、半袖カッターシャツ、ネクタイ、セーター、ベスト
- ② 夏季期間（5月～10月）は、気温等に応じて選択する。
- ③ 冬服期間（11月～4月）はBブレザー、ネクタイを必着用とする。

\*ただし、5～10月は、Bブレザー着用時であっても、ノーネクタイ可とする。

- ④ 靴下・ベルトは、制服に調和するものとする。

イ 履き物…上履きのスリッパ及び通学用の靴は、学校指定のものとする。

ウ 通学鞄…学習用具の持ち運びに適したものとする。

エ 頭髪等…清潔感のある髪型で整える。パーマ・染色・化粧等はしない。（特別な場合を除く）  
装飾品は身に付けない。（指輪、ネックレス、ピアス等）

オ 防寒用上着…制服に調和し、華美でなく機能的なものとする。  
(11月～3月：黒タイツ、ベージュタイツ可)

## 【申請・届出事項】

次の場合は、担任または生徒指導部へ申し出て、所定の申請・届出を行いましょう。

ア 遅 刻 届…始業時間までに教室へ入室できなかった場合

イ 特 装 許 可 願…健康上の理由等により服装規定に定めた制服等が着用できない場合

ウ 下 宿 届…下宿をする場合

エ 自転車通学申請…自転車通学を希望する場合

オ アルバイト申請…保護者の申し出により、アルバイトを希望する場合

カ 被 害 届…不審者等の被害を受けた場合

キ 交 通 事 故 届…交通事故の加害者、被害者となった場合

ク 紛失・盗難届…金銭や物品の紛失、盗難や拾得の場合

\*学割証を希望する場合は、所定の申請書を保護者等が記入し、一週間前までに担任に提出する。

(注意…受験や帰省、教育活動等を目的とした旅行で、JRの利用区間が片道100kmを超える場合に利用できる)

## 【校則の改正又は廃止の手続き】

ア 生徒会役員は、生徒の意見を集約し、12月に行われる制服・校則に関する意見交換会を経て、校長に対し、校則の改正又は廃止を求めることができる。

イ 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は校則の見直しが必要となったときは、学校運営協議会等での内容について議論する。

ウ 校長は、学校運営協議会等での議論を踏まえ、校則の改正又は廃止について決定する。